

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年1月3日から同年5月31日のものは、令和6年6月1日をもって満了するものとする。

記

鹿児島郡十島村

令和6年4月24日
九州運輸局 鹿児島運輸支局長

